

別表

評価結果の公表（第12条）

PPP/PFI 手法の導入に 適しないと評価した 検討区分	公表事項	公表時期
簡易な検討（費用総額の比較による評価） [第8条]	PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
	PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後等適切な時期
簡易な検討（その他の方法による評価） [第9条]	PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
	客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）	入札手続の終了後等適切な時期
詳細な検討[第10条]	PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
	PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（第6章の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）	入札手続の終了後等適切な時期